

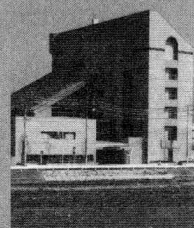
広島県立

もんじょかん

文書館だより

HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

NO.25

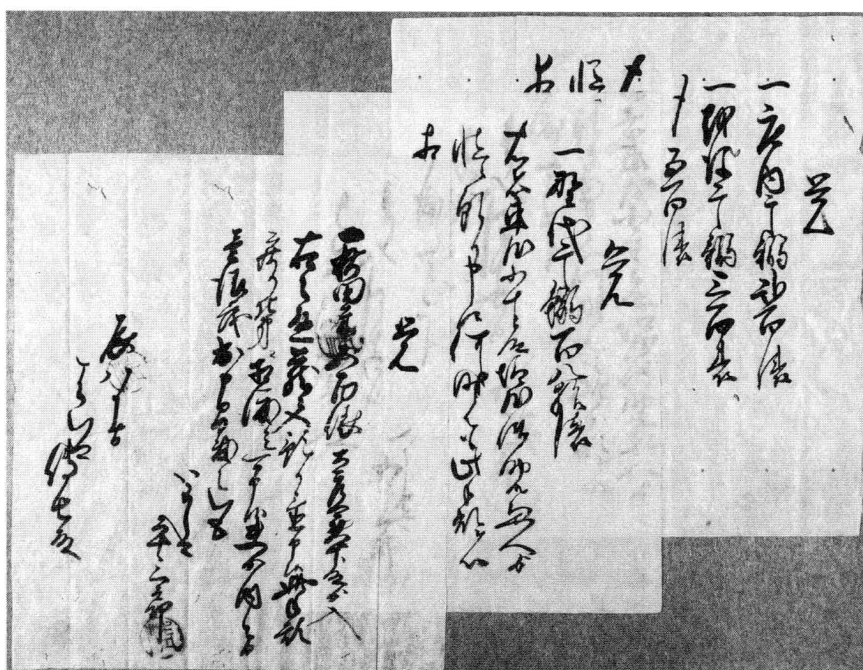


2005.1

尾道商家の「預り手形」

江戸時代の商取引では、金銀銭貨を用いる以外に様々な方法で決済がなされていました。広島藩や福山藩の場合、藩札が多く用いられ、また、個々の商人が発行した私札も流通していました。決済の手段に使われるものは他にもあったと思われまふ。

ここに示した史料は、尾道の有力商家で金融を家業として



いた灰屋（橋本家）伝来の享保期の「預り手形」です。一般に預り手形とは、大坂などで両替商（今日の銀行にあたるもの）が預金者に対して発行した預金証書を指しますが、やがて預金者の手を離れて流通し、手形を持参した人誰にでも支払われたとされています。しかし、当時「預り手形」と称するものは尾道でも発行されていました。

写真左側の手形をもとに、その記載内容を見ると、はじめに差出人が自分の蔵で預っている品物の数量（秋田米五百俵）を記し、その下に、それらを差出人に預けた者の名（「大こんや惣十郎殿より入」）を記しています。そして本文には、「右之通蔵二入預り置申候、此手形戻り次第第二相渡シ可申候」とあって、宛先の「はいや伝七殿」に対し、この手形と引き替えに表記の品物を渡すと書いています。

この「預り手形」は、灰屋から融資を受けようとする商人（「大こんや惣十郎」）が、自分の所有する品物を担保にして借りようとする際作られており、その品物を預る倉庫業者が差出人となって振り出されました。そして、期日を過ぎても返済されない場合は、この手形を灰屋が差出人に渡し、表記の品物を受け取る仕組みになっていたのです。

通常言われる預り手形には、両替商への預金額が記されていますが、ここでは倉庫業者が預る品物の数量が記されています。しかし、それ以外の記載様式は、大坂で発行された預り手形とよく似ています。尾道へは、大坂から米穀・干鰯の産地別相場情報が常に入っていたため、この「預り手形」も、当時の相場をもとに値付けされ、他の取引の決済に用いることが可能であったと考えられます。

これらの史料は、流通証券化しうる性格を持った手形が、江戸中期には発行されていたという、尾道の経済的先進性を示すと共に、日本海側の遠方から尾道へ、当時盛んに米穀や肥料が送られていたことも示しています。商業都市としての尾道の性格を色濃く映すものと言えます。

（西向宏介）

＜収蔵文書展から＞

広島藩の割庄屋と文書行政

県立文書館 長沢 洋

日本の歴史資料（特に古文書類）に接したことのある者は、江戸時代の文書とそれ以前の時代の文書とが様相を大きく異にしていることを体験的に知っている。特にその量の差は絶対的なものである（つまり、江戸時代の方が圧倒的に多い）。それだけに江戸時代の文書の特徴を全体的に知ることは今なお困難である。

ここでは、広島藩の割庄屋関係文書を通して、江戸時代の文書が持つ特質を、ごく大づかみに述べてみたい。

割庄屋というのは、村ごとにある庄屋よりも上位の役職として、複数の村からなる「組」を管轄する村役人である。大抵は郡内の有力者から選ばれた。郡の規模によって置かれる人数は異なるが、大体は数人、多いところでも一郡で七、八人である。

この割庄屋が職務上作成したり受け取った文書類は、江戸時代の村方文書にしばしば見出すことができる。これは、その文書を残した家の先祖が割庄屋を勤めていたからで、特に、長期間この職を勤め、なおかつ大量の文書類を残した家には、たぐさんの割庄屋関係文書が含まれていることが多い。

当館が所蔵する賀茂郡吉川村竹内家文

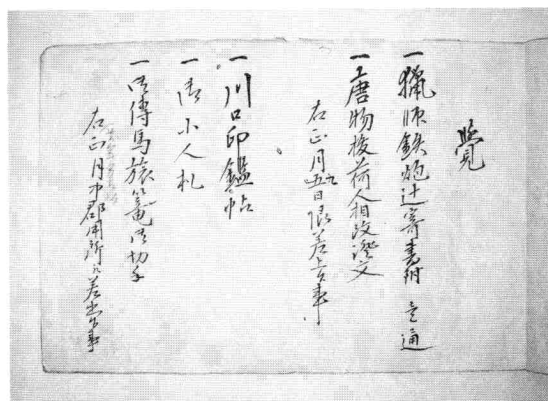
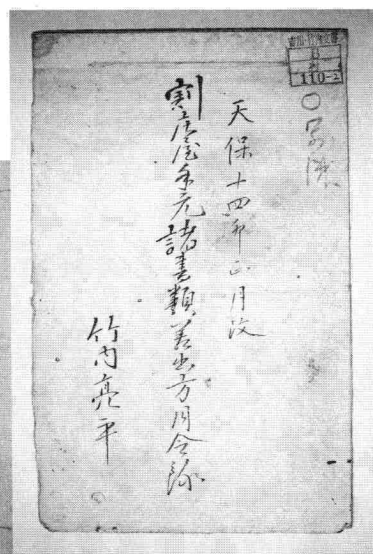


写真1 割庄屋手元諸書類差出方月令録（竹内家文書）

文書類である。その場合、材料になるのは、当然、残された文書そのものであるが、いくらか多いとはいえ、それら文書だけで、割庄屋が毎年作成した文書の全体を把握することは困難である。

ところが、竹内家文書には都合のよい史料が残されていた。「割庄屋手元諸書類差出方月令録」と題されたものである（写真1）。

これは、割庄屋がどのような文書や記録を作って、それをいつ郡の役所に提出すべきかを定めたものである。

この月令録の表紙には天保十四年（一八四三）正月の「改」とあるので、おそらく、それ以前にあった決まりを、この年に改正して定め直したものであろう。この規定は、その後も改正があつたらしく、この史料には「此分当時無之事」と書かれた付箋が何ヶ所か貼られている（「当時」とは現在という意味である）。

これによれば、割庄屋が作成し（あるいは取りまとめて）郡役所に提出すべき文書類は一年間に四十七あり、その大部分に提出期限が定められていた（表参照）。

（以下略）

四十七というのは文書の種類であって、実際は一種類につき複数の文書が必要とされるものもあり、割庄屋から提出され

表 割庄屋手元諸書類差出方月令録による文種の種類と提出期限

文書の種類	提出期限
狹師鉄炮辻寄書付	正月九日
唐物抜荷人相改証文	〃
川口印鑑帖	〃
御小人札	〃
御伝馬旅籠御切手	〃
孝子存生之趣并名替等有無共約書付	正月晦日
甘蔗作砂糖製侯者有無辻寄書付	〃
御用銀元利之内御下受取印形帖	〃
御免割辻寄帖	〃
御免割辻寄帖	〃
同入役増欠差引小帖	〃
同村別帖	〃
有麦目録辻寄書付	三月申頃
田方植仕廻辻寄書付	五月節入より四五日前
夏御勘定惣代役人	〃
夏御勘定惣代役人	〃
菜種作立員数書付	〃
夏御勘定御引合目録	〃
酒造人代替名替有無辻寄書付	〃
郡辻社倉麦種御注進書付	〃
宗旨御改寺院証文	〃
社倉算用帖	〃
押米帖御下被為在候ハ、先づ割庄屋へ順達いたし組合限写廻達いたし可申候、御本書者詰同役方村順書記村々へ送出候事	〃
御開初御封印	〃

（以下略）

る文書の点数はこれをはるかに上回ったはずである。実は、その点を具体的に教える、これまた都合のいい文書が、やはり竹内家には残されている。「諸書類差上通」という表題の帳面で、嘉永四年（一八五二）から幕末までほぼ毎年分が伝存している（写真2）。この時期は、竹内亮左衛門が志和組の割庄屋を勤めていた時期にあたり、彼はその職務に基づいてこれらの帳面を毎年作成していた。これらに書かれているのは、志和組割庄屋がどのような文書をいつ郡役所に提出したかという記録である。日付ごとに提出された文書の表題と点数が書かれ、その後に別筆で「受取候」と書き込みがある。おそらく、この帳面は、文書と一緒に郡役所に配達され、そこで文書を受け取った役人が受領した旨を書き込んだものである。この内容を見ると、先述の月令録で定められている各種の書類が出てくるのは当然として、その他にも、役目上の書簡、郡役所からの照会に対する回答など、多種多様な文書が割庄屋から差し出されていることが具体的に判明する。その点数は、少なくとも一年間に二〇〇点以上（年によっては三〇〇点以上）に及んでいる。

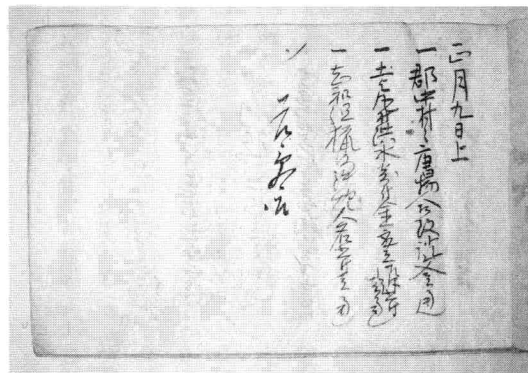


写真2 文久2年（1862）諸書類差上通（竹内家文書）

注意すべきは、これらの帳面に書かれているのは、割庄屋から差し出された文書の記録であって、割庄屋が役目に関わって受け取った文書類が、これらとはまた別に存在したことである。従って、割庄屋のもとには、おそらく数百点の文書類が、毎年、行ったり来たりしていたと考えられるのである。

割庄屋という職が位置する領民支配の現場は、このような多量の文書記録類を作成することによって成り立っていた。それは今の感覚で言っても、「文書行政」と呼ぶにふさわしい仕組みだった。聖徳太子は一度に八人の者の話を聞き分けることができたと言われている。この伝説から窺えるように（と言ってよいかどうかは微妙だが）、大昔の政治というのは、口頭で報告して口頭で指示を出すという形で処理が行なわれるのが普通だったらしい。そこでは文書で案件を処理するというような進んだやり方は見られなかった。もちろん、ここで言う政治とは、狭い意味でのそれではなく、統治の仕組みのことである。

その後、中国から律令制という統治の仕組みが伝わり、奈良時代には、文書行政というべきものがわが国でも本格的に行なわれるようになった。時代が下ると、律令制度は変質し形骸化していったが、社会が複雑になるにつれて、世の中あらゆる場面で文書や記録が作成されるようになった。

特に、江戸時代になると、作成される文書の量が飛躍的に増大したと言われている。統治者と被統治者が、文書によって情報と意思を互いに伝達しあい、文書によって政治上・行政上の案件を処理していく——そのような統治の仕組みが、日本の歴史上、特に進んだのが江戸時代なのである。

ここで紹介した割庄屋の文書は、江戸時代における「文書による統治」を、ほんの一端ではあるが、私たちに垣間見せてくれている。

平成十六年度
行政文書・古文書保存管理
講習会報告

広文協と県立文書館共催の保存管理講習会は昨年十一月二十六日（金）広島県情報プラザ第一・第二研修室を会場に行われた。内容は以下のとおり。

■講演会（「行政文書・古文書分科会共通」）

「電子化と市町村文書管理の課題」市町村合併を視野に――

（株）ドキュメント・エンジニアリング研究所 代表取締役 西村 健

収蔵文書展 広島藩の割庄屋文書

期間 平成17年3月14日（月）～5月21日（土）
場所 広島県立文書館展示室

関連事業 文書館講演会（収蔵文書展に関連した内容を予定）

期日 平成17年3月19日（土） 13:30～15:30

場所 広島県情報プラザ第一研修室

講師 長沢 洋（当館主任研究員）

申込 電話・葉書・FAXまたはEメールで

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県立文書館

TEL 082-245-8444 FAX 082-245-4541

Eメール monjokan@pref.hiroshima.jp

■行政文書分科会

「安芸高田市の合併と文書管理の課題」
安芸高田市総務課主幹 森川 薫

「合併時における市町村文書選別の課題」
広島県立文書館副館長 安藤福平

■古文書分科会

「備北地域における古文書保存の課題」
県立文書館文書調査員 高橋孝二

「安芸太田町の「文書館」構想と課題」
安芸太田町教育委員会教育次長 佐々木 幸男

午前の講演会は西村健氏によって情報化社会の生産原理をもとに、目指すべき電子自治体と文書の電子化について講演が行われた。西村氏の説明によれば、情報化社会及びその生産原理とは「知識を関係付け新たに組み合わせることで価値が生産、増幅される社会」であり、「情報の無償配布性と連結価値により、情報を共有化し、連結して価値を高めようとするインセンティブが働く社会」である。したがってユーザーや地域住民の有意義な情報をいかに集めて価値を高めるかが大切になる。そのために「広い範囲の情報を結合させ価値を生み出すネットワーク」が必要であり「情報を構造化する共通の手法」が大切になる。その手段としてXMLが推奨された。

さてそのような生産原理はビジネスの世界ではユーザーが価値を決定し価値を高める「デマンド主導」というモデルとして実現しているが、行政（自治体）の

分野ではそれでは不十分である。そこにデモクラシーを構成する住民の主体的な参加を促す必要があり、住民と市町村が「情報を共有」して「協働」コラボレーション」することが重要になるという。

「これまでの自治体は、国から求められた請負仕事の執行機関であり、組織も縦割りで効率的な仕事が出来ていない」とし「幅転する資料作りが業務の大半を占める」ような仕事を変革し、組織の境界をまたがり複数の業務が連携して処理できるような関係を創造することを求めた。

最後に、合併が「生産的活動」となるかどうかは「資源の活用」にかかっているとして、新旧町村の情報資源の使い勝手を高める電子化を求めた（検索性の向上やメタデータ付与、テンプレートによる情報利用）。

参加者から、「専門用語が多く理解が困難だった（学術的に過ぎ実際のでない）。」という感想がある一方で、「極めて大切な内容であり電子化の必要性やXMLの意義について理解できた。」という声や「自治体の問題点を認識し、課題が見えた。」という声もあった。電子化を課題としながらも手続きの省力化のレベルで問題を捉え、業務改革のレベルまで切り込めないのが市町村の実情であろう。その意味で重要な一石を投じた講演であった。

午後の行政文書分科会ではまず安芸高田市の森川氏が合併時の公文書保存の取



西村健氏の講演

組みについて報告した。

安芸高田市は平成十六年三月に六町合併により発足した。同市は合併時に旧町の行政文書を吉田歴史民俗資料館に保存し、新町の文書管理規則に歴史的文書を保存する、という規定を盛り込んだ。その取組みの中心となつて活動したのが森川氏である。

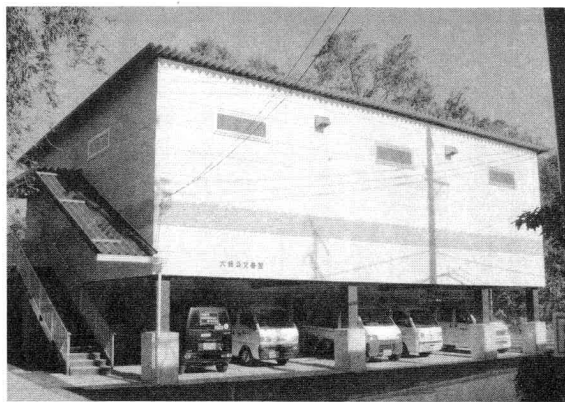
森川報告のポイントは、文書管理が極めて不十分な中でどう合併時の公文書保存を実現したかにある。実際、平成十四年の法定協開始時に各町文書整理実施要領が決められ、「各町の山積の文書は要らないものから捨てる」ことになっていった。まさに整理＝廃棄であった。偶然取り掛りが遅れて文書が廃棄されずにいた。その間広文協の研修会があり、参加した

森川氏が「要らない文書の廃棄」に疑問を持ち、六町合併協で歴史的文書の保存を提案し、合意された。その後旧町の文書が資料館に搬入された。

しかし、現在六町のうち文書搬入は三町のみである。今後は、全ての旧町村の文書搬入が実現できるよう強制力を持たせろという。課題として、新しい文書管理システムの運用と歴史的な文書を管理する文書館の施設の確保を挙げた。今後各支所の書庫調査を行い、古い学校文書の保存にも配慮するという。森川報告は、多くの市町村と状況が共通しており、参加者の感想も共感の声が多かった。「担当者の苦勞と課題がよくわかり、懸命に努力している姿が我が町とだぶって見えた。」などはそれである。こうした廃棄の瀬戸際からの救出を、今後も県内で支援していく必要がある。

安藤報告は、新潟県の公文書保存の協議会である新史協による合併時資料選別のガイドラインを紹介し、評価選別の役割分担（主務課推薦、文化財担当者選別など）や評価選別の現実的な方法（過去二〇一三〇年の文書を対象、現状の業務体系からマクロに評価、文書そのものをミクロに分析）をまとめた。そして合併を機に庁舎書庫内にアーカイブズスペースを設けて公文書館〇〇分室とするなど公文書館的なシステムやスペースの創設を求めた。

最後に、実際の例としてこの度の合併



大柿公文書館

で旧大柿町に設けられた「大柿公文書館」について、ビデオで館の概要を紹介した。

参加者の大柿公文書館小沢農人氏が、設立の経過と公文書選別の実際を話した。こうした講習会を市町村の多くの者が知らない現実があり、自分も退職して初めて参加し文書保存の大切さを知ったという。一部事務組合も含め多くの市町村職員にこうした講習会の存在を知らせて啓発しなければ公文書は何も残らないと実感を含めて話し、会場参加者に感銘を与えた。

古文書分科会の内容は、次の通り。

広島県では、市町村合併が進行し、平成十七年度末までには県内の自治体数が平成十四年度の約半数となる予定であることから、民間所蔵の古文書も少なから

ず影響を受けることが予想される。

高橋氏には当館の文書調査員として備北地域の文書所在調査を行った経験を踏まえ、その現状について報告していただいた。「特に備北では文書所蔵者が高齢化し、世代交代が困難なために、過疎化が進行しており、古文書も管理者のいない家や蔵などに放置される傾向がある。市町村合併が進むと行政が広域化し、この傾向はさらに悪化することが予想される。このため、緊急な所在の把握と保存措置が必要である」ことが提言された。

佐々木氏には、町史編さんを契機に平成十四年度に設置された旧加計町「文書館」を、市町村合併により誕生した安芸太田町全庁の「文書館」としてどのように発展させていくかについて報告していただいた。同町でも文書所蔵者の世代交代が進み、貴重な古文書が散逸する可能性があることが指摘された。今後、合併新町全体の役場職員の意識改革を行い、具体策は出ていないものの、山積する課題を克服する必要があることについても指摘された。

討議の中では、県南部での開発や、今年の台風災害にともなう資料散逸の事例が報告された。また、市町村合併と文書保存に関しては、縦割り行政による悪弊を打破し、合併自治体同士が連携をとる必要性があることが指摘された。このほか、諸団体や合併、学校廃校にともなう資料散逸を危惧するという意見もあった。

【他館の紹介】

山口県文書館

山口県文書館は昭和三十四年（一九五九）、日本で最初に設立された文書館です。当時、県立山口図書館には、旧萩藩毛利家から山口県へ寄託された毛利家文庫、戦前の県史編纂所が収集していた県庁文書の収蔵されており、それらの膨大な文書の保存利用機関の設立が課題となっていました。文書館がまだ日本に設立されていなかった時代にあつて、当時の館長らは、諸外国における「アーカイブズ（archives）」に着目、研究し、その結果、山口県文書館が誕生することになりました。

図書館を母体に設立された歴史を反映し、現在も県立山口図書館と同じ建物内にあります。施設は新しくありませんが、収蔵資料は総点数四三万点にのぼり、質量とも抜群のものがあつます。同館では資料を次の五群に大別しています。

- ① 萩藩の毛利家文庫と徳山藩徳山毛利家文庫、県庁伝来旧藩記録などの藩政文書
- ② 山口県の行政文書
- ③ 山口県が作成した刊行物を主体とする行政資料
- ④ 山口県内の諸家、企業、団体、個人などに伝来し、文書館に寄贈・



山口県文書館の閲覧室

寄託された諸家文書

- ⑤ 寺子屋の手習本から現代までの教科書を蓄積した教科書文庫、館内外の文書を複写・製本した複写資料などの特設文庫

同館では、普及活動に力を入れ、古文書講座や学校活動支援を行っています。また、「文書館デイズ」と銘打って、集中的に「特別資料展示」、「歴史探究講座」、「古文書なんでも相談」などを開催しています。今年度は平成十七年一月二十一日から二十三日まで開催されました。また、職員による研究活動も盛んで、『山口県文書館研究紀要』には日本の文書館学をリードする論文が多数掲載されてきました。

【収蔵文書の紹介】 田中家文書

田中家文書は、宇品の大地主で、広島臨港土地株式会社の経営にあたった田中家に伝来した文書である。広島築港百年史編纂委員会が田中家から借用し、同委員会解散後、一旦広島港湾振興局に移され、その後、南観音公民館の機械室で広島築港百年史編纂委員会資料とともに保管され、平成十六年（二〇〇四）三月、当館に寄託された。田中家の財産管理、土地・家屋の賃貸に関する文書、広島臨港土地株式会社が作成した文書が中心である（総点数四一九点、請求番号200306）。

広島港（宇品港）築港は、明治十三年（一八八〇）、広島県令となった千田貞暁が、交通網の整備による産業育成政策の一環として計画した。明治十七年（一八八四）から五年間に及ぶ工事の末、明治二十二年（一八八九）に完工。当初は、日清戦争の前進基地となったのをはじめ、兵站輸送基地として軍事的役割に重点が置かれていた。このため、商業港としての利用は制限されがちであった。しかし、経済の著しい発展に伴い、大正九年（一九二〇）神戸税関広島出張所が設置されると、こうした背景を踏まえて昭和八年（一九三三）から商業港として、また、昭和十五年（一九四〇）からは工業港と

しての開発が、戦中・戦後を通じて進められた。

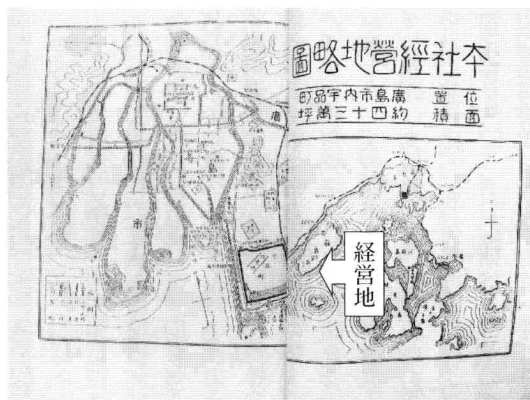
広島臨港土地株式会社は、田中家が所有していた宇品町一帯の土地（宇品港に面した宇品新開地の内、御幸通以東の一円地四十二万坪）を管理・開発・分譲することを目的として、大正十二年（一九二三）八月に設立された。設立趣意書には宇品開発の目的について、「此地をして広島市の大玄関たるに相応しき発展を遂げしめんが為、宇品港の利用に伴ふ臨港市街地、工業地域、住宅地区等の設定、各種文化的施設、各種娯楽機関等の設備が漸次本社の経営に随つて完成するに至らば、本社経営地は将に一大理想的新都市を広島市に加ふ」とある。戦前・戦中を通じて、様々な方面から宇品の都市開発に従事した広島臨港土地株式会社は、昭和三十一年（一九五六）、九州茶業株式会社（宮崎県高鍋町）と合併し、その活動を終えた。

田中家に残された文書類には、広島臨港土地株式会社が行った港湾整備・埋立・道路・上下水道整備など都市開発に関する史料が多数残されており、宇品の開発がどのように進められていったのかをみる事ができる。開発工事に関しては、実際の工事記録や、詳細な設計図等も残されており、当時の土木開発の実態をうかがうことができる。広島臨港土地株式会社は、開発を行うにあたって、風向・雨量・潮位・入港船舶数など、宇品港に

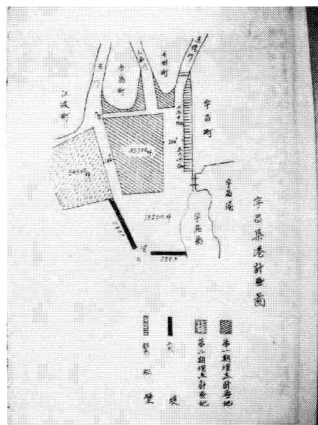
関する多くの調査を実施しており、当時の宇品港の実情を知りうる史料も残されている。また、営業報告書をはじめ広島臨港土地株式会社の経理関係の史料や、地主田中家の小作料に関する史料なども多く残されており、当時の株式会社や地主の経営状況をみるうえでも重要な史料となっている。

なお、当館では平成十六年（二〇〇四）十月から四ヶ月間、「田中家文書の紹介 広島臨港土地株式会社と宇品開発」と題し、田中家文書の展示を行った。

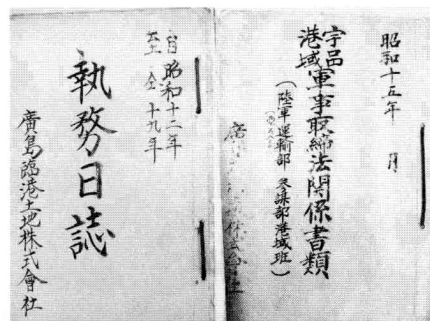
（市川裕士）



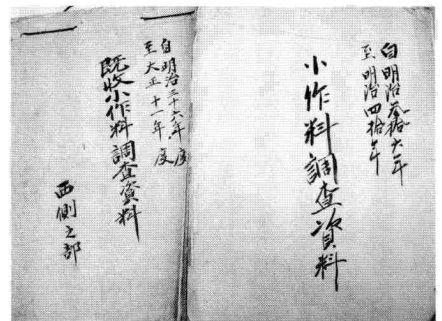
広島臨港土地株式会社経営地略図



大宇品構想図



執務日誌・宇品港域軍事取締法関係書類



小作料関係資料

「昔のこどもと教科書」と関連事業

県立図書館との共同展示

平成十六年度は、普及活動として開館以来はじめての試みをいくつか行いました。同じ情報プラザにある県立図書館との共同展示もその一つです。七月二十七日から九月二十五日まで、「昔のこどもと教科書」という共通テーマを掲げ、文書館では「江戸・明治時代の教科書と教育制度」、図書館では「復刻教科書を中心に」と題して展示を行いました。

文書館の展示では、収蔵文書の中から江戸時代の往来物と明治時代の教科書をそれぞれ、部門や教科別に紹介しました。なかでも、山県郡川小田村（現芸北町）の出身で、福沢諭吉の最初の弟子となつた古川正雄が著した初めての初等教育用教科書「絵入智慧の環」をとりあげて、その内容について、パネルを使って紹介しました。「江戸時代の教科書等を見て日本の教育文化も相当進んでいたことがわかった。」「現代に近づくにつれて文字も段々と見慣れた物へと変化していくのがわかりやすく並べられ面白かった。」という感想がありました。

共同イベント

共同展示の期間中の八月二十五日から二十七日の三日間は、図書館と「昔のこ



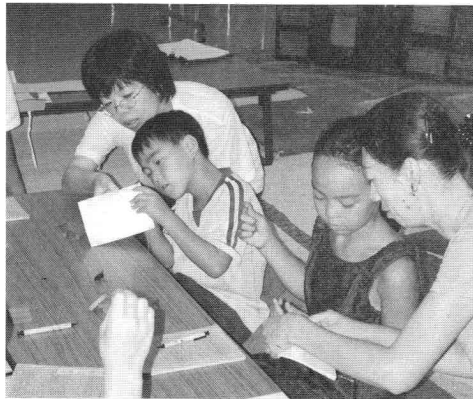
どもにタイムスリップ」と題して共同イベントを開催しました。小学校三年〜六年生をそれぞれ十名募集し、約二時間、文書館と図書館の両館で、昔の子どもになった気持ちで体験学習やクイズに取り組んでもらいました。当館の研修室で行った「授業」は次の通りです。

◇和綴じ製本（図工）

最初に、子どもたちに昔の本の製本に挑戦してもらいました。あらかじめ和紙を重ね、綴じ穴に糸をかけておきます。説明に従って針を使って順番に糸を通していくと、四つ目綴じの和紙ノートのできあがりです。

◇算木と油分け算（算数）

江戸時代に算盤と並んで計算道具とし



和綴じ製本に取り組む子どもたち

て使われていた算木を、棒状の模型を作つて説明しました。当時の数の表し方をクイズ形式で答えてもらいました。

また、江戸時代の和算書「塵劫記」に載っている油分け算（二斗の油を七升と三升の桶を使って五升ずつに分ける方法）を、用意した容器を使って考えてもらいました。子どもたちは試行錯誤しながらも回答を導き出しました。

◇当て字の地名（社会）

「絵入智慧の環」では、世界の地名を表現するのに漢字の当て字が使われていました。そこで、「絵入智慧の環」のヨーロッパ地図を参考にしながら、「仏蘭西」「伊太利」といった漢字がどこの国かを当ててもらいました。「希臘」（ギリシャ）「雅典」（アテネ）は小学生にはちょっと難問でしたが、アテネオリンピックをヒントに答えてもらいました。

子どもたちからも概ね好評で、「昔の本の作り方が面白かった。」「漢字の地名は難しかった。」などの感想がありました。

出張展示と出張授業

共同展示が好評なため、平成十五年度に引続き、十月三十日から十一月十三日まで、広島市中区袋町の「まちづくり市民交流プラザ」で、街かど展示「江戸・明治のこどもと教科書」を開催しました。会場の都合で、共同展示のごく一部の教科書しか出せませんでしたが、新たなパ

ネルも作成し、より理解しやすく工夫しました。

会期中の十一月十日には、数野副主任研究員が展示会場に隣接する市立袋町小学校六年生の教室で、展示教科書を使って社会科（文明開化）の授業を行いました。展示資料の中に袋町小学校の前身となる温知小学校の修了証が含まれていたことも契機となりました。授業では、袋町小学校の歴史を紹介し、古川正雄の「絵入智慧の環」を実際に手にとつて見てもらい、明治初めの小学校の様子を説明しました。また、共同イベントと同様に、作業学習として、和紙で昔の教科書の綴じ方（四つ目綴じ）によって一人ひとりに自分のノートを作ってもらい、最後に筆ペンで名前を入れました。小学校の地域学習の一環として、子どもたちや先生からも好評を得られました。

（西村 晃）



袋町小学校での出張授業

元宇品小学校六年生が見学に来館



平成十六年十二月三日に広島市立元宇品小学校六年生二五名と先生方二名が見学に見えました。元宇品小学校の皆さんは、広島県情報プラザへの社会見学の一環で文書館と図書館に来たのです。文書館では元宇品に関する資料をいくつか見てもらいました。多くは宇品築港に関するものです。みんなが興味を持ってくれたのは戦前の教科書や地図帳、築港カルタや宇品港の写真でした。それから和紙で綴られた明治初期の資料を実際に手にとりて見てもらいました。子どもたちは和紙で作られた古い資料の予想外の軽さに驚いていました。見学後に送られてきた感想文を紹介します。(敬称略)

「ぼくは見学に行く前、もんじょって何だろうと思っていました。数野さんの説明を聞いているとだんだんわかってきました。文書とは古い資料の事だったんですね。すごく古い資料もあつたのになんできれいに保か

んしてあるのかと思ったら、その資料はわしでできているからきれいに資料が保かんでできるときいてびっくりしました。」(高田恭兵) / 「中に入ってみると古い物、宇品の写真もあつてびっくりしました。150年もたっているのにまだかたがしかりしていて150年近く前とは思いませんでした。あと、とても軽かったです。」(宮地宏和) / 「昔宇品は、日本地図にのるほど重要な所だとわかりました。また、古文書のことや昔にもカルタがあつたことなどもわかりました。昔の広島港の様子に大変興味を持ちました。」(上岡博幸) / 「昔のかるたや地理の本・地図帳などの貴重な物をたくさん見れて昔も色々な物があつたんだなと思いました。最後には古い和紙の手紙を持って、とても軽かったのでびっくりしました。」(山田依利) / 「実物を見せてもらったり、手でさわらせてもらいました。とてもふしぎなことやおどろいたことが私の体の中に伝わりました。」(石原美絵) / 「図書館には行ったことあるけど文書館は行ったことないのでどんな所かなと楽しみにしていました。とても大切な資料をもたせてくれたのでびっくりしました。」(大久保唯) / 「港の古い事やできたころの写真など大切な物を見せて下さって本当にありがとうございました。」(新谷浩司)

次回はゆつくりと皆さんに資料を見てもらいたいと思います。

広文協から

広文協(広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会)は次の活動を行いました。

■平成十六年度総会

期日 平成十六年五月三十一日

場所 広島県情報プラザ第一研修室

出席者 三十八名(会員四十六名)

議事 平成十五年事業報告・決算報告、平成十六年度役員選任・事業計画予算等協議

「合併前後の公文書保存」その現状と課題」

■平成十六年度役員会

期日 平成十六年五月三十一日

場所 広島県立文書館会議室

出席者 八名

協議 役員選任、今年度の事業について

■第一回現地研修会

期日 平成十六年十一月十二日

場所 広島市公文書館

テーマ 「広島市公文書館の現状と課題」

「新館における公文書館の実務」

講師 岡本昭子氏(同館歴史資料係主査)

参加者 二十一名

(広島市公文書館は平成十六年七月二十日に大手町平和ビル六八階へ移転し、集中管理体制を整えました。当日施設見学を行いました。)

■平成十六年十一月二十六日の保存管理講習会は県立文書館と共催しました。詳細は三二五頁に掲載しています。

利用案内

■開館時間

*月・金曜日 9時～17時

*土曜日 9時～12時

■休館日

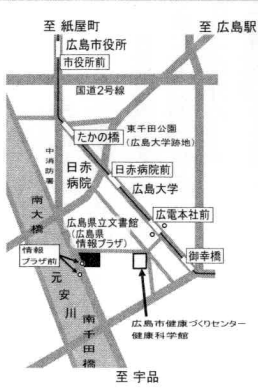
*日曜日、国民の祝日及び休日

*年末年始(12月28日～1月4日)

■交通

*JR広島駅よりバス(広島港行き)又は路面電車(紙屋町経由広島港行き)いずれも広島電本

社前下車約五〇〇m、広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより第二十五号

平成十七(二〇〇五)年一月三十一日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七

電話 〇八二二四五一八四四四

FAX 〇八二二四五五五四一

http://www.pref.hiroshima.jp/soumu/bunsho/mojokan/index.htm

印刷 平和印刷工業株式会社